2019年（令和元年）
10/10
No. 1185

東京都トラック時報

昭和43年8月16日　第三種郵便物認可　毎月2回（10・25日）発行　1部 90円（送料別）

機関紙
発行所 一般社団法人 東京都トラック協会
〒160-0004　東京都新宿区四谷3-1-8
（東京都トラック総合会館）
☎（03）3359-6251（代表）
☎（03）3359-4134（広報部）
《ホームページアドレス》https://www.totokyo.or.jp/

第2回 常任理事会

東京都トラック協会（浅井隆会長）は10月3日、東ト総合会館で令和元年度第2回常任理事会を開催し、本部事務局の組織改正・人事制度の概要とこれに伴う関連規程の改正案や、会長候補者の選出に関する規程の改正案などを審議・承認した。組織改正案などは11月に開催予定の次回理事会に諮り、承認・決定されれば、来年度から実施する方針だ。

東ト協

本部事務局組織 4部9グループに再編

本部事務局の組織改正案などは、組織整備特別委員会で検討し取りまとめたもので、8月開催の総務委員会の審議を経て、今回の常任理事会に諮ったもの。

今回の組織改正は「すべては会員のために」という協会の役割・使命を遂行する上で重要となる、組織機能を強化し、効率的かつ高品質な業務運営体制を構築することを目的に実施する。次回理事会で承認されれば、来年4月1日から新体制に移行する予定。

具体的には、現行の10部1室17課という組織体制を統廃合し、総務部・財務部・業務部・適正化事業部の4部体制に再編する。各部には担当業務に応じて9グループを設置し、業務を遂行する。

現状では、同種・類似業務を複数の部署で行うなど非効率な面があるため、大括りな組織体制にするとともに、所掌業務を明確化する。

役職体系は部長・次長・グループ長・グループ長代理の4つとし、それぞれの役割を明確化するとともに、各組織のマネジメントの強化を図る。

あわせて新たな等級制度を導入し、職務遂行能力に応じて、8段階の等級（参事・副参事・統括主幹・主幹・主査・主査補・主任・係員）を設定する（管理職は統括主幹以上）。

他方、会長の候補者選出に関する規程に関しては、総務小委員会の検討結果を踏まえて改正するもの。

改正案では、会長候補者選出・管理委員会（常任理事会構成員のうち、会長指名5人と常任理事会選出の支部長10人で構成）を設置し、会長候補者の推薦や選出手続きの検討を行う。

会長候補者選出 規程改正案を承認

会長候補者の資格は、同委員会で推薦された者または理事20人以上に推薦された者とし、同委員会推薦と理事推薦の会長候補者が複数となった場合には、理事会で多数決により会長候補者を選出する。

このほか9月14・15日に渋谷区・代々木公園で開催した「トラックフェスタ TOKYO 2019」の実施報告書や、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善推進セミナー」などについて説明した。

なお、同日は議事に先立ち、東京都オリンピック・パラリンピック準備局の佐久間巧成輸送担当部長が首都高速道路の料金施策に関する方針案、都市整備局の山下幸俊都市基盤部長が横浜環状北西線開通後の料金調整方針案について説明した。

東ト協

高速割引、実質50%に 五輪へ一般道の対策を

東ト協は10月1日、自由民主党東京都支部連合会（鴨下一郎会長）に対し、業界全体の要望として、全日本トラック協会の令和2年度税制改正・予算に関する要望書を提出し、高速道路料金の割引制度の拡充などを求めた。あわせて、東京オリンピック・パラリンピック開催時の交通対策などを要請した。

自民党都連による来年度国家予算・税制改正等要望聴取会が同日、同党本部で行われ、東ト協の浅井隆会長をはじめ各副会長、税制金融委員会副委員長などが出席し、要望したもの。

同日は都連最高顧問の下村博文衆議院議員のあいさつに続き、浅井会長が要望に立ち、働き方改革や最低賃金の大幅引き上げへの対応など直面する課題を踏まえ、現状の政策は「中小企業にやさしくない面がある。強力な支援施策をお願いしたい」と要請した。

自民党都連に要望

引き続き、税制金融委員会委員長の佐藤雄平副会長が、具体的な要望内容について説明した。

佐藤副会長は、全ト協の要望書に基づき、税制関連では主に軽油引取税・旧暫定税率の廃止などを求めるとともに、予算関連では高速道路料金の割引制度の拡充など、さらなる引き下げを要請した。

特に大口・多頻度割引の最大割引率50%については、50%割引の適用要件が厳しいため、現状で適用を受けている割引率は実質的には35%程度にとどまっているとし、実質50%割引となるよう要請した。

深夜割引についても、労働基準法で規定する深夜労働の時間帯に拡大するよう求めた。

さらに、業界における働き方改革実現に向けた補助・助成の拡充を要請し、人材確保・育成の観点から、運転免許取得への支援などを求めた。

あわせて、東ト協の東京都への特別要望に関して説明し、特に東京2020大会開催時における交通対策を要請。首都高速道路の料金施策案（料金上乗せなど）が打ち出されたが、これに伴う影響なども加わり、一般道路で深刻な交通混雑が懸念されることから、一般の通行車両に対するナンバー規制などの対策を検討するよう提起した。

東ト協各支部

秋の交通安全運動 都内で統一街頭活動

東ト協各支部は秋の全国交通安全運動（9月21～30日）を迎え、9月25日を街頭指導活動の「統一実施日」として、都内各地域で交通安全を呼びかける街頭活動を展開した。

同日は23支部が歩調を合わせて、それぞれ地域の主要駅や交差点、幹線道路沿いなどで街頭活動を実施。交通安全や事故防止をアピールするノボリ旗や横断幕などを掲出し、揃いのジャンパーや帽子を着けた各支部の会員事業者が、横断歩道で歩行者や自転車利用者の安全誘導を行うとともに、ノベルティを配布しながら、交通ルールやマナーの遵守などを呼びかけた。

あわせて、所轄警察署の協力によりトラックストップ作戦を実施したところもあり、運転者に改めて安全運転の励行を呼びかけ、事故防止に向けて歩行者や他の車両などに注意するよう促した。

東ト協では、同日を中心として運動期間中、交通安全活動を展開。千代田区の有楽町駅前の大型屋外ビジョンや新宿区の新宿駅西口広場のマルチビジョンで、警視庁交通部との連名で交通安全をアピールする啓発映像を放映した。また、9月23日には、警視庁による「下谷交通安全パレード」にも参加した（記事4面）。

東商1号議員選挙

東ト協・浅井会長 上位当選を果たす

浅井会長

東京商工会議所（三村明夫会頭）は10月3日、1号議員選挙の投開票を行い、東京都トラック協会の浅井隆会長（株式会社浅井代表取締役社長）が、得票数第8位で上位当選を果たした。

任期は3年で、今回の当選で2期目。

1号議員は、東商の最高意思決定機関である議員総会の構成員で、会頭・副会頭選挙をはじめ、予算・決算など重要事項の審議・決定で中心的な役割を果たす。

そのため、東ト協は今年の改選期に当たり、浅井会長を業界代表の推薦候補者として、選挙対策本部を設置し、2期目の当選を目指していた。

業界では、運転者をはじめ労働力不足が深刻化する中で、働き方改革関連法の制定に伴い、長時間労働の是正を求められるなど多くの課題に直面しており、これら課題の改善・解決には、荷主業界などの理解と協力が不可欠な状況にある。

そこで今回、業界代表の浅井会長が上位当選したことにより、業界の実情や意見・要望などを広く産業界に発信し理解を得るとともに、業界の振興・発展に寄与することが期待されている。

紙面あんない

国交省、処分基準など通達改正案　7
東ト協、物流政策委員会を開催　6
第1回取引・労働時間改善セミナー　5
運転中の携帯使用違反、罰則強化　4
全ト協・第24回全国事業者大会　2

古紙パルプ含有率80%再生紙を使用 R80

国交省

改正事業法施行へ 関係通達の改正案

処分基準・量定 是正命令の運用

国土交通省自動車局は、改正貨物自動車運送事業法のうち、11月1日から、「規制の適正化」や「事業者が遵守すべき事項の明確化」などに関する改正事項を施行することに伴い、関係通達を改正する方針。

これに伴い、改正案について意見募集(10月16日まで)を行った上で、10月中旬から下旬までに改正通達を発出する予定。改正案の主な内容は、次の通り。

◎処分基準の見直し

改正法により、新設または改正された事項の違反行為に対する処分量定を、次の通りとする。

各事業所に配置する事業用自動車の数に関する事業計画変更認可違反＝10日車▽自動車車庫の位置違反＝10日車▽車庫の規模の確保違反＝10日車▽社会保険等の未納付＝20日車(新設)▽損害賠償の支払能力確保義務違反＝20日車(同)

また、処分量定の2倍を上回らない範囲で加重することができる場合について、違反行為もしくはこれを証する物を隠滅し、または隠滅したと疑うに足りる場合や、違反事実が社会的影響のあるものである場合なども対象とする。

一方、処分量定を軽減することができる場合について、違反行為を防止するために、相当の注意および監督が尽くされたことの証明があった場合も対象とする。

◎悪質な法令違反に関する早期改善の徹底

輸送の安全の確保に係る一定の悪質な法令違反が常態化しているおそれがあると認められる事業者に対し、早期に改善を促す仕組みを構築するため、新たな運用などを定める。

具体的には、通常の事業法に基づく行政処分(事業停止・車両停止)に加え、運行管理者・整備管理者の不選任などに該当する違反行為があった場合、または地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の巡回指導、および巡回指導後に地方運輸局が行う監査の結果、乗務時間等告示や点呼実施義務、健康診断受診義務のいずれにも違反が確認された場合、輸送の安全確保の命令を発出する。

この命令発出から一定期間後に実施する監査で、命令違反が確認された場合、許可の取り消し処分を行う。

◎荷主勧告制度における警告を行う事案の追加

運送事業者の法令違反行為に対して、荷主の関与があるものと認められた場合などに発出する警告書の発出基準として、過去3年以内に、支社などの別や法令違反行為の種別を問わず、5回の協力要請を受けた場合を対象として追加する。

＊＊＊

運輸 点描

休日増や労働時間短縮には、その分を補填する人員増が必要だ。また、休日出勤や残業時間が減っても、賃金を一定の水準以上に保たなければならない。それらを実現するためには原資の確保が不可欠だが、これらを同時に満たすにはどうしたら良いのか。経営者の一番の悩みはここにあるといっても過言ではない。だが、この難題を乗り越えないと事業の継続すら難しくなってしまう。どの事業者にも当てはまる処方箋はないが、ある事業者の事例を見てみよう。

時短と運賃契約と荷主協力

コース削減と作業協力を提案

残業減少も賃金は世間並みに

ドライバーを募集しても、なかなか応募者が来ないと嘆く事業者が多い。ところが、東京都トラック協会会員のある事業者の、千葉県内の営業所はドライバー14人の約3分の1が20歳代の半ばである。なぜ、若い人が比較的多いのか。

結論から言えば、平成28年以降、残業時間の短縮に取り組んできたからである。28年6月と翌年6月の全ドライバーの総残業時間を単純に比較すると、640時間も短縮することができた。

平均すると、ドライバー1人当たり月46時間弱の短縮である。その結果、月間の残業時間が60時間を超えるドライバーは、2人だけになった（29年6月時点）。

一方、残業代を含む賃金はどうか。残業時間の減少で残業代も減ったが、それでも世間並みの水準になっている。具体的な金額は割愛するが、22、23歳のドライバーの手取り賃金（残業代を含む）を、大学新卒者の初任給平均の支給総額（額面金額）と比較すると、筆者の試算では20～25％ほど高くなっている。

残業が減って自由な時間が増え、それでも同年代の賃金より比較的良いため、友達などを紹介するのである。

では、どのようにして労働時間短縮と一定の水準以上の賃金を実現したのだろうか。

この営業所は、ある問屋の物流センターからの配送業務を専門に行っている。物流センターは荷主が管理・運営していて、庫内作業は荷主側の正規・非正規雇用の従業員が行っている。配送業務を受託しているのは同社を含めて3社である。

そのほか、小ロットの納品先には荷主が直接、特積み事業者に委託して路線便で輸送している。

このような中で同社は、最初に配送コースの再編成などを提案した。蓄積したデータに基づいて、毎日配送から隔日配送にした方が良い納品先などを指摘し、荷主を通して隔日配送にした納品先もある。また、荷主の了解を得て事業者が納品先と直接交渉し、納品時間の変更などもした。

その結果、出発時間を1時間遅らせたコースもあり、全体平均では30分ほど出発時間を遅らせることができた。配送コースも1コース減らし、配送車1台は予備車に回した。ドライバーは交代勤務にして完全週休2日とし、有給取得も増やしている。

運賃も従来のパーセンテージ契約から、変則車建て運賃を提案して契約を改定している。基本は車建てだが、配送コースの距離によっていくつかの車建て運賃を設定。さらに上限と下限を設定して、その日の商品の売上額に応じて一定の範囲で変動するようにした。

このような運賃契約は同社だけで、他の2社は従来通りのパーセンテージ契約のままである。

さらに、ドライバーが早く帰ってきても、翌日配送の商品の積み込みが16時からで、これも拘束時間が長くなっていた原因だったが、早く帰ったドライバーは、庫内作業を手伝うようにしたのである。それによって翌日配送の荷物の積み込み時間を早くした。

取材時点では作業料は収受していなかったが、変則車建て運賃の変動部分は、前日の作業の量に連動したもの、という解釈も成り立つ。

働き方改革の実現には、それぞれの現場の実情に応じた工夫が必要である。

（物流ジャーナリスト 森田 富士夫）

ASVなど導入補助

国土交通省は、令和元年度の事故防止対策支援推進事業（自動車事故対策費補助金）の申請受付を行っている。先進安全自動車（ASV）装置などの導入経費の一部を補助するもの。ただし、補助事業のうち、運行管理の高度化や過労運転防止に役立つ機器への支援は、既に予算額を超過したため、受付を終了。

受付中の補助事業は、次の通り。（申請総額が予算額に達し次第、受付終了）。

国交省 令和元年度 事故防止対策支援事業

申請受付中

【ASV導入支援】

▽補助率＝取得経費の2分の1

▽対象装置（車種）・上限額（1台当たり）＝①衝突被害軽減ブレーキ（車両総重量3・5㌧超20㌧以下）10万円、②ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援制御装置（同3・5㌧超／13㌧超のトラクタを含む）各5万円、③車両安定性制御装置（同3・5㌧超20㌧以下）10万円、④先進ライト（同3・5㌧超／13㌧超のトラクタを含む）10万円、⑤側方衝突警報装置（同3・5㌧超）5万円

▽同一車両に複数装置装着の上限額＝15万円

▽受付期限＝12月20日

※今年4月1日以降に導入したものが対象

【社内安全教育への支援】

▽補助対象／補助率＝国交大臣認定コンサルティングメニューによるコンサル利用経費／3分の1

▽1事業者当たり上限額＝100万円

▽受付期限＝10月31日

詳細は国交省のホームページ（自動車総合安全情報）を参照。

▽申請・問い合わせ先＝関東運輸局自動車技術安全部保安・環境課（☎045・211・7256）／東京運輸支局保安担当（☎03・3458・9231）

LEVO 物流分野CO2削減対策補助・3次公募

環境優良車普及機構（LEVO）は10月8日から、令和元年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」（物流分野におけるCO2削減対策促進事業）の第3次公募を行っている。

公募期間は10月30日まで（必着）。

対象事業は、情報の共有化による低炭素な輸送・荷役システム構築事業（バース予約調整システム導入に補助／対象経費の2分の1以内）など。

公募要領など詳細は、LEVOホームページを参照。

▽申請・問い合わせ先＝LEVO物流CO2削減促進事業執行グループ（〒160-0004 新宿区四谷2の14の8、YPCビル8階／☎03・5341・4728、FAX03・5341・4729）

申請期間 10月30日まで

トラック輸送 取引・労働時間改善 第2回セミナー

参加者募集中 10月30日開催

第2回「トラック輸送における取引環境・労働時間改善推進セミナー」が、10月30日に開催される。時間は午後1～4時、会場は江東区のティアラこうとう（住吉2の28の36）。定員は1200人。参加費は無料。

このセミナーは、東京都トラック協会および関東運輸局・東京運輸支局・東京労働局が事務局を務める「トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会」の主催。

国土交通省が策定した「荷主とトラック運送事業者の協力による取引環境と労働時間の改善のためのガイドライン」をはじめ、改正貨物自動車運送事業法、「ホワイト物流」推進運動、改正労働基準法への対応などについて、関係行政の担当官などが説明する。

詳細は、東ト協ホームページを参照。

▽問い合わせ先＝東ト協支部連絡部（☎03・3359・4132）

2019年度 国内貨物輸送見通し 9月改訂

日通総研

日通総合研究所はこのほど、「2019年度の経済と貨物輸送の見通し」を改訂した（9月改訂）。それによると、2019年度の国内貨物総輸送量は、前年度比1・0％減少と2年連続のマイナスとなる見通し。

これは消費関連貨物が同1・5％減少、生産関連貨物が同1・6％減少といずれも前年度を下回り、マイナスに転ずる見通しのためだ。

輸送機関別にみると、自動車輸送量は42億9050万㌧で同0・9％減少と予測し、前年度に続きマイナス水準となる見通し。このうち営業用自動車は30億1440万㌧で同0・1％減少と予測し、マイナスに転じた前年度（0・4％減少）をわずかながら下回る見通し。上期は前年同期比3・3％増加となるが、下期は一転、同3・3％減少と予測している。

品類別では、消費関連貨物や生産関連貨物がマイナスに転じ、建設関連貨物も微減となる見通しだ。

また、特別積み合わせトラック輸送量は前年度比2・8％減少と予測している。

営業用自動車 0・1％の微減に

令和元年度 第1回運管試験 東京会場 合格率38・3％

運行管理者試験センターは9月24日、令和元年度第1回運行管理者試験（貨物）の合格者を発表した。全国の合格者数は1万1584人で、合格率は31・7％だった。

合格者のうち、実務経験者は3551人（合格率28・0％）、講習受講者は8033人（同33・7％）。東京会場の合格者数（2会場合計）は1118人で、合格率は38・3％と全国平均を6・6ポイント上回っている。

国交省 第20回 自動車安全シンポジウム

10月29日 開催

国土交通省は10月29日、第20回「自動車安全シンポジウム」（テーマ＝予防安全技術による安全対策について）を開催する。時間は午後1～3時、会場は江東区の東京ビッグサイト。

定員は300人。参加費は無料。申込期限は10月23日まで（定員になり次第、受付終了）。

参加申し込みなど詳細は、日本自動車研究所ホームページを参照。

矢崎の デジタコ・ドラレコ
巻込みカメラの映像を 録画・モニター表示できます！
詳しくは、今すぐお電話を！
YAZAKI 矢崎エナジーシステム 特約販売店
世田谷サービス株式会社
本社 03-5727-1600（担当・青木）
板橋(営) 03-5916-3557（担当・倉持）
ホームページ http://www.setagaya-yss.co.jp
E-mail : postmaster@setagaya-yss.co.jp

東ト協 物流政策委員会

駐車規制の見直し推進

五輪・交通対策を要望へ

東京都トラック協会物流政策委員会(原島藤壽委員長)は9月27日、令和元年度第1回委員会を開催し、今後の駐車規制問題への対応や、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催時の交通対策について審議し、改めて業界としての要望をそれぞれ取りまとめ、関係行政などに働きかける方針だ。

駐車問題に関しては、警視庁が8月に、貨物集配中の貨物車を対象として20分以内の駐車を認める、規制見直し場所を都内52か所(駐車枠78枠)に順次設置した。

同日は、こうした警視庁による規制見直し措置を説明した上で、今後の対応に関して審議。規制見直し場所の設置箇所や駐車枠の拡大などを求める意見が出され、再度、駐車問題検討小委員会で要望内容を検討して取りまとめ、改めて警視庁に対し、規制見直し推進への対応を要請することにした。

東京2020大会開催時の交通対策に関しては、先に東京都と大会組織委員会が追加対策として取りまとめた、首都高速道路の料金施策案(料金上乗せと夜間割引)について説明。

こうした料金施策や交通システムマネジメント(TSM)などの実施に伴い、一般道路の交通量が増加し、特に臨海部で深刻な交通混雑が懸念されることから、改めて交通対策に絞って要望する方針。具体的な要望内容については、委員長に一任して取りまとめることを了承した。

さらに、東ト協が今年度から新規事業として実施している、女性ドライバー免許取得助成事業(教習費用の3分の2助成、5年間実施)、および全日本トラック協会による準中型免許取得(新規取得・限定解除)助成事業の申請状況について報告。

ドライバー不足が深刻化していることから、女性や若年ドライバーの確保に向け、これら助成措置を周知し、活用を促すことにした。

また、貨物自動車運送事業法の主な改正内容と施行スケジュール、消費税率引き上げに伴うトラック運賃・料金の取り扱い方針などを説明したほか、「不当要求防止責任者講習会」開催について、今後、検討していくこととした。

東ト協

駐車制限時間遵守へ

プレート掲出し徹底

警視庁が、貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しを実施したことに伴い、東ト協では会員事業者の車両に「集配中プレート」(**写真**)を掲出し、駐車制限時間の遵守徹底に取り組んでいる。

警視庁は8月に、集配貨物車を対象とした駐車規制見直し措置を説明した上で、今後の対応に関して審議。規制見直し場所の設置箇所や駐車枠の拡大などを求める意見が出され、再度、駐車問題検討小委員会で要望内容を検討して取りまとめ、改めて警視庁に対し、規制見直し推進への対応を要請することにした。

警視庁が8月に、集配中の貨物車を対象として20分以内の駐車を認める、規制見直し場所を都内52か所に順次設置した。

規制見直し場所は、「P」と表示された道路標識の下に「貨物集配中の貨物車に限る」と記載しているところで、「貨物車専用」と表示された枠内に20分以内の時間なら駐車可能。

この制限時間の遵守を徹底するため、業界の自主的な取り組みとして、集配中の駐車車両であることを示すプレートを作成し、車両に掲出することにしたもの。

なお、プレート図案は東ト協ホームページからダウンロード可能。

寄附

東京都トラック交通遺児等助成財団に、次の方から寄附がありました。

◇新宿支部(大島弥一支部長)＝**写真**は浅井隆会長に寄附金を手渡す大島支部長(左から2人目)と村山浩一副支部長㊧、栗原誠理事㊨。

協会日誌

【9月16～30日】

17日　事務局部長会▽広報・情報委員会
18日　組織整備特別委員会▽海上コンテナ専門部会役員会▽引越専門部会引越管理者講習
20日　指導監査
24日　事務局部長会▽ロジ研正副本部長会議▽同本部連絡会
25日　東ト協街頭指導活動「統一実施日」
26日　衛生委員会▽出版・印刷・製本・取次専門部会役員会
27日　物流政策委員会
30日　事務局部長会

日程ボード

【10月16～31日】

17日㈭　10時＝引越専門部会引越基本講習(東ト総合会館)
18日㈮　ロジ研「第25回温故創新セミナー」(軍艦島ほか、～19日)
23日㈬　12時45分＝引越専門部会引越管理者講習(東ト総合会館)
24日㈭　14時＝第20期物流経営士課程開講式(東ト総合会館)▼15時＝同記念講演(同)
25日㈮　10時30分＝女性部正副本部長会議(東ト総合会館)▼12時＝同幹事会(同)▼14時＝事故防止セミナー(同)
26日㈯　7時30分＝東京都白鬚東・南千住備蓄倉庫合同運用訓練(白鬚東備蓄倉庫ほか)
29日㈫　10時＝児童絵画作品コンテスト選考小委員会(東ト総合会館)▼16時＝ロジ研正副本部長会議(同)
30日㈬　13時＝トラック輸送における取引環境・労働時間改善推進セミナー(ティアラこうとう)

新会員

【江戸川支部】

◆臨港運輸株式会社＝江戸川区臨海町4の2の2パークサイドビル601号▽☎03・5534・1400▽一般貨物運送(けん引車20台、被けん引車5台)

警視庁交通安全パレードに参加

東ト協

東ト協は9月23日、警視庁下谷警察署の主催による「秋の全国交通安全運動(9月21～30日)に伴う『下谷交通安全パレード』」に参加し、交通安全の推進と事故防止をアピールした。

同日はパレードに先立ち開会式が行われ、下谷警察署の田中繁署長や台東区の服部征夫区長などがあいさつし、交通安全を呼びかけた。東ト協からは、森本勝也副会長(運輸安全委員会委員長)が出席した。

開会式の後、警視庁カラーガード・音楽隊をはじめ、地元の交通少年団など総勢200人、および東ト協から参加したトラック1台を含め車両15台が隊列を組み、旧竜泉中学校跡地(台東区)から出発して、昭和通りを約700㍍パレード。沿道には多くの人たちが集まり観覧した。

このパレードは、秋の全国交通安全運動を官民一体で盛り上げるため、交通ルール・マナーの遵守など交通安全の啓発活動の一環として行われたもの。

東ト協は下谷交通安全協会やハイヤー・タクシー協会、東京バス協会など関係団体とともに参加し、交通安全運動の推進に協力した。

東ト協

◆申請受付中◆

血圧計導入促進助成

上限5万円

東ト協は、全日本トラック協会による今年度「血圧計導入促進助成事業」の申請受付を行っている。受付期間は来年2月28日まで(東ト協の助成限度枠に達し次第、受付終了)。助成枠にまだ空きがあるため、交付要綱・実施要領の一部改正を行い、都外事業所でも、当該道府県トラック協会に所属していない場合には助成対象とする(今年度に導入済みの機器も遡って助成対象とする)。

助成内容などは、次の通り。

▽**助成額**＝取得価格(税抜き)の2分の1／上限5万円

▽**助成台数**＝1事業所につき1台助成(平成30年度に助成を受けた事業所も申請可能)

▽**対象機器**＝全ト協指定機器(日本貨物運送協同組合連合会ホームページを参照)

▽**助成要件**＝東ト協会員の中小企業(①資本金または出資額3億円以下、②常時使用する従業員300人以下、のいずれかに該当)

血圧計の購入申し込み前に同助成金申込書を提出し、導入後には同助成金申請書(請求書)や、導入を確認できる請求書(写し／導入した営業所名、血圧計の機種・型番を明記)などを提出する。

申請書類や申請方法などの詳細は、東ト協ホームページを参照(書類様式をダウンロード可能)。

▽申請書類の送付・問い合わせ先＝東ト協運行管理部業務課(〒160－0004 新宿区四谷3の1の8、☎03・3359・6257、FAX03・3359・4983)

全ト協 東ト協

過労死等・健康起因事故防止セミナー

11月6日・22日開催

東ト協と全日本トラック協会は11月6日と22日、「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」を開催する。時間は各日とも午後1時30分～4時30分、会場は東ト協総合会館7階大会議室。受講料は無料。

受講対象は会員事業者の経営者や運行管理者など。定員は各日とも150人(11月6日は定員に達したため、受付終了)。

セミナーの内容は、①トラック運送事業における過労死等労災事例および労災補償等について、②トラック運送事業における過労死等防止計画について、③トラック運送事業における過労死等防止および健康起因事故防止対策。

セミナー終了後、個別相談会を実施する。

同セミナーの受講は、安全性評価事業(Gマーク制度)の加点対象となるもので、終了後に受講証明書を発行する。

申し込みは「参加申込書」に記入の上、FAX送信する。

▽申し込み・問い合わせ先＝東ト協運行管理部業務課(☎03・3359・6257、FAX03・3359・4983)

東ト協本部人事

(9月30日)

退職(適正化事業部適正化事業課課長)牛山正敏▽同(総務部総務課)田中力

(10月1日)

運行管理部運行管理課長＝日本通運から出向、山口裕介▽事業振興部事業振興課課長補佐(交付金会計部交付金会計課課長補佐)森田和士▽交付金会計部交付金会計課主任(総務部企画課主任)由井康太郎▽総務部企画課(運行管理部業務課兼務運行管理課)黒澤拓美

トラック輸送 取引環境・労働時間改善推進セミナー

第1回

東ト協など

浅井会長

「ガイドライン」を活用 荷主と協働し取引改善を

東京都トラック協会などの主催により、第1回「トラック輸送における取引環境・労働時間改善推進セミナー」が9月24日、大田区民ホール・アプリコで開催された。国土交通省策定の「荷主とトラック運送事業者の協力による取引環境と労働時間の改善に向けたガイドライン」に基づく取り組みを推進するため開催したもので、運送事業者と荷主業界関係者など合わせて235人が参加した。

セミナーは、東ト協や関東運輸局・東京運輸支局・東京労働局の関係行政が事務局を務める「トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会」として開催したもの。

同日は主催者を代表して、東ト協・浅井隆会長があいさつし、業界では「事業の継続に不可欠な運転者のみならず、運行管理者などの確保も困難な状況」とし、この中で時間外労働の上限規制などへの対応を求められ、「新規労働力の確保とともに、労働環境の整備も急務」と強調。「これら課題の解決には、荷主・元請けなど取引関係者の理解と協力が必要不可欠」と述べた。

セミナーではまず、日通総合研究所の大島弘明取締役が、「荷主と運送事業者の協力による生産性向上・働き方改革への取り組み」と題して基調講演。

慢性的な不足状態にある労働力の確保には、働き方改革への対応と生産性の向上を進める必要があると指摘し、そのためには荷主と協力して、労働時間の短縮をはじめ、輸送現場の見える化による問題原因の究明、改善方策の検討などを行うことが重要と提言した。

引き続き、東運支局の堀越千秋首席運輸企画専門官が「ホワイト物流」推進運動や、「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の内容と事例、貨物自動車運送事業法の改正内容などについて説明した。

さらに、東労局労働基準部監督課の福島憲一地方労働基準監察監督官が、時間外労働の上限規制など改正労働基準法について解説した。

セミナーではこの後、改善協議会が実施したパイロット事業参加の事業者などによる、パネルディスカッションが行われた（**記事別掲**）。

さらに、日通総研の大島氏がセミナーのまとめとして、運送取引の改善に向け、まず荷主と交渉することが重要と強調した上で、運転者の労働環境を改善し、それにより荷主も必要な輸送力の確保を図るという、ウイン・ウインの関係を構築していくべきと提言した。

同日はセミナーに先立ち、東京都オリンピック・パラリンピック準備局の松本祐一大会施設部輸送課長が、東京2020大会期間中は配送遅延などが想定されるため、対策として発注調整など交通量抑制に向けた交通需要マネジメント（TDM）への協力を呼びかけた。

パネルディスカッション

出荷情報確定を早め 荷待ち時間の削減に

セミナーでは、「パイロット事業実証実験担当者座談会―荷主とトラック運送事業者・協働による長時間労働の改善」と題して、吉野石膏の物流改善のパイロット事業を事例にパネルディスカッション。

改善策の検討・検証を担当した運輸・物流研究室の中田愛子代表取締役をファシリテーターに、関東運輸局自動車交通部の勝家省司貨物課長、および元請の吉野運送（吉野石膏の物流子会社）・島貫正夫営業部長と、実運送事業者の菊池運輸・川上真史千葉支店長、柳田運輸・星昭夫千葉営業所長、五島運輸倉庫・高橋忠男社長をパネリストとして行われた。

このパイロット事業では、積み下ろし時の荷待ち時間削減に取り組んだもので、出荷情報の確定時刻遵守を徹底することで荷待ち時間が削減され、その結果、運転者の拘束時間が短縮された。

元請の吉野運送・島貫営業部長は、運送事業者だけで改善できないとの問題意識により、荷主と一緒に改善への取り組みを進めたと説明。また実運送事業者からは、取り組みにより出荷情報の確定が早まり、拘束時間の短縮につながったことなどが指摘された。

関運局の勝家課長は、成果を上げた要因について、荷主の協力と理解を得られたことによるものとし、改善に向けて双方が「同じテーブルにつくことが重要」と強調した。

全ト協

功労者表彰

全日本トラック協会の表彰規程による功労者表彰が行われます。

表彰基準に該当する対象者について、所属支部を通じて令和元年11月29日（厳守）までに、東ト協本部へ推薦してください。

■表彰の種類と推薦基準

（1）感謝状

トラック運送事業および運送取扱事業の役員、または事業者団体の役員で、次に該当する者。

①トラック運送事業および運送取扱事業の役員として20年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の者

②事業者団体の役員として15年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の者

（2）表彰状

トラック運送事業の運転者・従業員や運送取扱事業の従業員、または事業者団体の職員で、次に該当する者。

①危難を顧みず職責を遂行し、または重大事故を未然に防止し、その功績が顕著な者

②有益な発明・考案・改良または研究を行い、運送事業に著しい貢献をした者

③運転者として30年以上勤務し、成績優秀で人身事故のない者

④事業者団体の職員として20年以上その業務に精励し、当該事業の発展に著しく寄与し、その功績が顕著な者

■提出書類・部数

①功績調書、②履歴書各2部（様式は東ト協ホームページからダウンロード可能）

対象者の推薦を！
推薦期限11月29日

〈注意事項〉

①過去、全ト協会長より同種の感謝状・表彰状を受賞した者は除外

②推薦資格などに関する年数的要件（勤続年数・年齢など）、および功績調書・履歴書の内容は、次の基準日により算出する

※感謝状・表彰状の基準日＝令和元年12月末日

③表彰の推薦対象は、東京都内の営業所に勤務している運転者・従業員（他県の営業所で勤務している場合、各県協会への推薦が必要）

▽問い合わせ先＝東ト協総務課・福田（☎03・3359・6252）。

東ト協 品川支部

「交通安全の集い」 大崎署などと共催

事故再現方式で交通安全教室も

東ト協品川支部（中山勝彦支部長）は9月23日、品川区のゲートシティ大崎ホールで、大崎警察署・同交通安全協会との共催により、令和元年「大崎交通安全のつどい」を開催し、交通安全教室などを実施した。

同日は第1部で式典が行われ、品川支部から中山支部長や小関博久副支部長が出席。

交通少年団による開会宣言に続き、主催者を代表して大崎警察署の井口健一郎署長と、大崎交通安全協会の天野智義会長（元品川支部長）があいさつしたほか、ピーポくんによる高齢運転者への交通安全の呼びかけ、大崎交通安全協会女性部による交通安全宣言が行われた。

第2部ではアトラクションとして、モノマネタレントの歌謡ショーや、区立日野学園吹奏楽部の演奏が行われた後、第3部でスケアードストレート方式による交通安全教室を開催。

スタントマンが自転車事故を再現するとともに、トラックをはじめ自動車の死角や内輪差について、映像を使って説明した。

東ト協 千代田支部

「トラックの日」PR

東ト協千代田支部（田中敏之支部長）は9月3日、千代田区の共立女子学園講堂で開催された第28回「千代田区交通安全のつどい」に協賛し、交通安全を呼びかけるとともに、「トラックの日」をPRした。

同日は会場の入口付近に「トラックの日」のノボリ旗を掲出し、揃いの帽子・ベスト姿の支部会員が、参加者たちにウエットティッシュなどのノベルティを配布し、PR活動を行った。

交通安全のつどいは、千代田区と麹町・丸の内・神田・万世橋各警察署、および各交通安全協会の共催。式典では主催者を代表し、千代田区の石川雅己区長や万世橋署の奥友芳信署長があいさつしたほか、警視庁交通部の川上薫参事官などが来賓出席。引き続き、交通安全教室などが行われた。

東ト協

からだ・メンタルヘルス

電話・Webで健康相談
お気軽にご利用を！ 無料

東京都トラック協会は、会員事業者の従業員などを対象に、メンタルヘルス関係を含めた各種健康相談に応じる「24時間電話健康相談」を行っている。24時間・365日年中無休で、利用は無料。

メンタルヘルス関係の相談には心理専門職が相談に応じる（平日午前9時～午後9時）。

◆ 電話相談窓口 ◆

フリーダイヤル 0120-109-371

あわせて、健康情報に関するWebサイト「健康・こころのオンライン」（https://www.healthy-hotline.com/ログインID＝tora）も利用可能。

道交法・施行令改正

運転中の携帯使用違反 罰則・処分を大幅強化

道路交通法の一部改正(今年6月5日公布)に伴い、警察庁は9月19日、道交法施行令を一部改正する政令を公布し、自動車運転中のスマートフォンなど「携帯電話使用等」違反に対する基礎点数を3倍に、また反則金の額を3倍以上にそれぞれ引き上げ、厳しくする。

これに伴う道交法と同施行令の改正規定は、12月1日から施行される予定。具体的な処分強化などの内容は、次の通り(カッコ内は現行)。

【基礎点数】＝携帯電話使用等(交通の危険)6点(2点)▽同(保持)3点(1点)

※これらの加重類型である「酒気帯び(0・25未満)携帯電話使用等(交通の危険)」は16点となる

【反則金】＝携帯電話使用等(保持)／大型車2万5000円(7000円)▽普通車1万8000円(6000円)

特に、運転中の携帯電話使用等(交通の危険)に該当する場合、違反点数6点と免許停止の対象となるばかりでなく、反則金の納付では済まず、直ちに刑事罰の対象となる。改正法により、その刑事罰は1年以下の懲役または30万円以下の罰金に引き上げられる。

なお、「携帯電話使用等(交通の危険)」とは、運転中の使用などにより、道路における危険を生じたもの、また「同(保持)」とは、交通の危険を生じさせなかったが、通話のために使用し、または画像表示用装置を手で保持して表示された画像を注視したものをいう。

スマホの普及などに伴い、携帯電話使用等による交通事故が増加傾向にあり、平成30年中には2790件発生し、5年前(25年)の約1・4倍に増えている。このため罰則を強化するとともに、基礎点数や反則金を大幅に引き上げ、厳しい処分を課すことにした。

あわせて、今回の改正では、自動運転技術の実用化に対応した規定を整備している。

12月1日施行

【省庁 総務 消防】

タンクローリー 定期点検期間を弾力化

総務省はこのほど、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」などを公布し、これに伴い消防庁は、移動タンク貯蔵所(タンクローリー)の定期点検期間を弾力化した。

タンクローリーの定期点検はこれまで、完成検査済証の交付を受けた日、または直近においてタンクの漏れの点検を行った日から、5年を超えない日までの間に1回以上行わなければならないことになっていた。

今回の省令改正では、この規定を「5年を経過する日の属する月の末日までの間に1回以上」行えば良いことに改めたもの。なお、今年8月31日に点検を行った場合、5年後の2024(令和6)年8月末が期限となる。

警察庁

天皇陛下ご即位儀式 警戒警備への協力を

警察庁はこのほど、全日本トラック協会に対し、「即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀等に伴う警備協力について」を発出した。

天皇陛下のご即位に伴う儀式として、10月22日に即位礼正殿の儀や祝賀御列の儀(パレード)、饗宴の儀(第1日)、翌23日には内閣総理大臣夫妻主催晩餐会、さらに11月14・15日には大嘗宮の儀がそれぞれ都内で行われる。

これら儀式に多数の外国要人が参列し、祝賀御列の儀には多数の奉祝者の参列が見込まれることから、警戒警備体制の徹底をはじめ、テロなど違法行為の未然防止対策への協力を要請したもの。

具体的には、宅配貨物受付時のチェック体制の強化や、不審貨物発見時の警察への通報連絡の徹底、自動車検問など警戒警備活動に対する協力を求めている。

あわせて、警視庁ではこれら儀式に伴う交通規制への協力を呼びかけている。

11月

過労死等防止啓発月間実施

厚労省

厚生労働省は、11月を「過労死等防止啓発月間」として、その防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施する。

シンポジウムは民間の関係団体と連携し、全国48会場で実施。東京では11月6日に中央会場(イイノホール)、同7日に立川会場(立川グランドホテル スカーラ)でそれぞれ開催する。

また過重労働解消キャンペーンでは、過労死等に係る労災請求が行われた事業場などを対象に、重点的な監督指導を行うとともに、全国一斉の過重労働解消相談ダイヤル(0120・794・713、10月27日実施)などを設置し、無料で相談に応じる。あわせて、過重労働解消のためのセミナーも実施している。

詳細は、厚労省のホームページ(過重労働解消キャンペーン特設ページなど)を参照。

東京消防庁

給油取扱所で事故 運転操作に注意を

東京消防庁はこのほど、東京都トラック協会に対し、「給油取扱所の事故に係る情報提供について」を通知し、会員事業者に周知するよう求めている。

8月に、給油に立ち寄ったトラックが、低く設置されているセルフスタンドの固定注油設備のキャノピーに接触・破損させた事故が連続して発生した。このため、同種事故の防止に向けて、キャノピー周辺では運転操作に十分注意するよう呼びかけている。

関運局

事故削減目標の達成へ 安全確保の徹底求める

関東運輸局はこのほど、関東トラック協会など関係業界団体に対し、「自動車運送事業の安全確保の徹底について」を通知し、事故の未然防止に万全を期すよう求めた。

同局は、国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2020」を踏まえ、関東地域事業用自動車交通事故削減目標(令和2年までに死者数70人以下、人身事故件数8100件以下、飲酒運転ゼロ)を制定し、目標達成に取り組んでいる。

しかし、同局管内では平成30年の事故死者数は99人で、人身事故件数は1万1882人となっている。業態別にみると、トラック事故による死者数が77人、人身事故件数は6361件で、目標(60人、4200件以下)を上回る状況にある。

このままでは目標達成が難しい状況にあるため、年末に向けて輸送量などが増える時期を控え、事故防止への取り組みを求めたものだ。

なお、東京運輸支局はこの旨、東京都トラック協会に通知し、会員に周知するよう求めた。

全ト協

第24回 全国事業者大会

事業法改正の趣旨踏まえ 運転者の労働環境改善を

全日本トラック協会は10月2日、千葉県千葉市の幕張メッセ国際会議場で、第24回全国トラック運送事業者大会を開催し、全国から約1300人が参加した。大会では、関東トラック協会の浅井隆会長（全ト協副会長、東京都トラック協会長）の開会あいさつに続き、全ト協の坂本克己会長があいさつに立ち、昨年12月の貨物自動車運送事業法改正に触れ、改正の趣旨を踏まえ、トラック運転者の労働環境改善に向けた取り組みを呼びかけた。

大会全体会議の冒頭、開催ブロックを代表して関ト協の浅井会長が開会あいさつ。台風15号被害の中で開催に尽力した関係者に感謝の意を示した後、「大会を通じ、業界の明るい未来に向かって、全国の会員事業者が共に力強い一歩を踏み出すことができるよう祈念する」と述べた。

引き続き、主催者あいさつに立った全ト協の坂本会長も、台風被害からの「復旧・復興を念じている」と述べ、その上で事業法改正に言及。

「現場で汗をかいているドライバーが、この業界で頑張っていこうと魅力を感じ、誇りと自信を持って働けるようにしなければならない、そういう思いにより念願の事業法改正にこぎ着けた」と述べ、改正を契機として労働環境の改善を進めるよう訴えた。

さらに、荷主対策の深度化規定（7月施行）に続き、11月に規制の適正化規定などが施行されるとし、「悪貨が良貨を駆逐するような業界であってはならない」とも指摘した。

引き続き2つの分科会に分かれ、「健康管理の増進と交通事故防止対策の推進について」（第1）と、「働き方改革の実現に向けた取引環境の改善について」（第2）をテーマに討議。荷主に輸送業務の見直しなどを提案し、双方にメリットがある改善策を実施した事例などが報告された。

分科会討議に続き、記念講演会が行われ、いすみ鉄道・前社長の鳥塚亮氏が「廃線の危機からの脱出〜いすみ鉄道の復活秘話」と題して講演。

この後、全体会議を再開し、トラック輸送振興顕彰「鈴木賞」贈呈式に続き、関ト協青年部会の結城賢進会長（東ト協青年部副本部長）が10項目からなる大会決議（別掲）を読み上げ、採択した。

大会では、国土交通省の一見勝之自動車局長、開催地・千葉県の森田健作知事（代理）、千葉市の熊谷俊人市長が来賓あいさつした。

なお、大会に続き、懇親会が催された。

事業者大会・決議事項

- ◆改正貨物自動車運送事業法の円滑な実施に係る適切な対応を図ろう
- ◆長時間労働の是正を図るため生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進を図ろう
- ◆標準貨物自動車運送約款の浸透等による適正な運賃・料金の収受を推進しよう
- ◆人材確保対策を積極的に推進しよう
- ◆交通及び労災事故の防止並びに環境・省エネ対策を積極的に推進しよう
- ◆高速道路通行料金の大口・多頻度割引制度を堅持し更なる割引制度の充実及び高速道路の積極的な活用に向けた諸対策を実現しよう
- ◆新技術を活用した物流の効率化等を推進しよう
- ◆自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現並びに消費税の増税に係る円滑な転嫁を促進しよう
- ◆適正化事業の推進による法令遵守を徹底しよう
- ◆大規模災害発生時における緊急輸送体制を確立しよう

「トラックの森」流山市で記念植樹

全ト協は、第24回全国事業者大会前日の10月1日、千葉県流山市の「十太夫近隣公園」で、令和元年度「トラックの森」記念植樹式を実施した（写真＝記念碑の除幕式）。

全ト協と、開催ブロックの関ト協・千葉県トラック協会の主催で行ったもので、全ト協の坂本会長をはじめ、関ト協の浅井会長、千葉県ト協の角田正一会長などが出席。イヌシデ・クヌギ・コナラ各5本を植樹した。

全ト協では地球温暖化防止への寄与などを目的に、毎年度の事業者大会にあわせて「トラックの森」づくり事業を行っており、今回で17か所目。

東ト協 大田支部 千葉ト協に義援金

東ト協大田支部（松原伸行支部長）は10月2日、台風15号の襲来で千葉県が大きな被害を受けたことから、千葉県ト協に義援金を寄贈した。義援金は、東ト協が9月に開催した今年の「トラックフェスタ」で、同支部の出展ブースに募金箱を設置し、来場者などから善意として寄せられたもの。

同日、千葉市で開催された第24回全国事業者大会で、松原支部長が同支部顧問の東ト協・浅井隆会長とともに、千葉県ト協の角田正一会長に対し、義援金を手渡した。

（左から）角田会長と浅井会長、松原支部長

厚労省

長時間労働の事業場 30年度監督指導結果

厚生労働省はこのほど、平成30年度に実施した、長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果を公表した。

それによると、2万9097事業場に対し監督指導を行い、このうち労働基準関係法令違反があったのは2万244事業場（全体に占める割合69・6％、以下同様）だった。

主な違反（是正勧告書を交付）別では、違法な時間外労働が1万1766事業場（40・4％）で、このうち月80時間超の時間外・休日労働が7857事業場、さらに月100時間超も5210事業場あった。

次いで、過重労働による健康障害防止措置の未実施が3510事業場（12・1％）、賃金不払残業は1874事業（6・4％）だった。

業種別にみると、運輸交通業では4566事業場に対し監督指導を行い、このうち労基関係法令違反があったのは3797事業場（運輸交通業に占める割合83・2％、以下同様）で、違反割合が高い。

主な違反別では、違法な時間外労働が2695事業場（59・0％）で最も多く、次いで健康障害防止措置の未実施が528事業場（11・6％）、賃金未払残業は254事業場（5・6％）だった。

運輸交通業 労基関係違反約83%

全ト協

飲酒運転防止対策マニュアル一部改訂

全ト協はこのほど、「飲酒運転防止対策マニュアル」を一部改訂した。

マニュアルでは、飲酒運転防止への指導監督が不十分だった場合などには、事業停止といった厳しい処分を受けるなど、経営に重大な影響を及ぼすと注意喚起。管理体制の強化と指導・啓発活動を推進し、アルコール検知器の使用徹底などを求めている。

全ト協 女性部会

全国研修会を開催 働き方改革推進へ

全ト協女性部会（原玲子部会長・東京都トラック協会副会長）は9月13日、東京都港区の明治記念館で令和元年度「全国研修会」を開催し、全国から同部会員100人が参加した。

冒頭、あいさつに立った原部会長は「全国研修会やブロック研修会に積極的に参加し、研鑽に努めていただきたい」と呼びかけた。また、同部会担当の全ト協・田中亨副会長が「女性ならではの視点で、女性活躍を促進するような提案をお願いしたい」と述べた。

研修会では、日通総合研究所の大島弘明取締役が「トラック運送業界における現状について〜物流現場の生産性向上・働き方改革への取り組み」と題して講演した。

引き続き交流会が行われ、全ト協青年部会の結城賢進部会長が、連携した取り組みなどを呼びかけた。

原部会長

運行管理者国家試験対策テキスト
【貨物自動車運送事業編】
令和元年3月版
過去の問題の解説と実践模擬問題
本体価格 2,400円（税別）
令和元年版（7月刊行）
自動車六法
本体価格 5,500円（税別）
㈱輸送文研社〈柏林書房〉
TEL.03-3861-0291㈹ FAX.03-3861-0295

「働き方改革」～対応のポイント

第5回 最低賃金の改定について

NACマネジメント研究所 所長
小林 弘和（社会保険労務士）

毎年10月に地域別最低賃金が改定されますが、今年も改定が実施されました。

関東近県においては、東京・千葉・埼玉・神奈川各都県は28円の引き上げ、茨城県は27円の引き上げとなっています。改定後の最低賃金は、左記の額となっています。

東京都1013円▽千葉県923円▽神奈川県1011円▽埼玉県926円▽茨城県849円

今年も最低賃金額が大幅な引き上げとなり、東京都を例にとると、平成21年度からの10年間で、最低賃金が791円から1013円へと222円の大幅な上昇となっています。

今回の引き上げにより、全国加重平均の最低賃金額は901円となりましたが、政府が目標としている「全国加重平均1000円」が現実のものとなるとすれば、今後も100円程度の引き上げが行われることになります。

今年は、特に東京・神奈川で時間給が1000円を超える額となったため、労働基準監督署の臨検・調査においても、「最低賃金違反」がこれまで以上に重点項目となることが想定され、この機会に、改めて自社の賃金が最低賃金法上、問題がないかどうかの検証を行うことをお薦めします。

なお、労基署の臨検・調査において「最低賃金違反」を指摘されることになると、「違反となった時点に遡っての不足額の支払（最大2年間）」が求められることになってしまいますから、早急に対応する必要があります。

(1)最低賃金額との比較の方法

最低賃金は時間給で定められています。したがって、「時間給」対象者については単純に金額を最低賃金と比較して検証することができますが、「月給制」や「出来高制」の場合には、以下の点に注意が必要です。

①月給制の場合

月給制の場合は、月給を1か月平均の所定労働時間で割ることにより、時間額に換算して最低賃金額との比較を行うことになります。

なお、賃金が月給と歩合給の併給となっているような場合には、月給制の部分は月給制の時間額を算定し、歩合給の部分は歩合給部分の時間額を算定して、それぞれの額を合算した時間額と最低賃金額を比較することにより、確認することになります。

また、この場合でも「出来高給（歩合給）は割増賃金に該当する賃金」としているような場合には、出来高給分は最低賃金額との比較において、その額を除いて計算することとなる点にご留意ください。

(2)賃金締切期間の留意点

改定された最低賃金の効力発生日は、一部地域を除き10月1日となっていますから、同日以降の労働に関する賃金の支払額は、改定後の最低賃金以上となっていなければなりません。

特に、賃金計算期間の途中に10月1日（最低賃金効力発生日）が入っている場合には、当該賃金締切期間の途中で賃金額の変更を行う必要が生じる場合がありますので、ご留意ください。

(3)賃金改定時期の見直しの検討など

わが国では以前から、賃金改定時期を4月としている例が多くなっています。

その中で、昨今のように大幅な最低賃金額の改定が10月に行われることとなると、4月に改定した賃金額が10月以降の最低賃金額未満となり、再度、10月に賃金を引き上げざるを得ない事例も見受けられるようになっています。

この場合、従業員への賃上げの説明として「最低賃金が上がったから」と言うと、従業員が自らの賃金額が最低賃金であることを改めて認識することとなり、せっかくの賃上げが、従業員のモチベーション向上につながらないこととなってしまうおそれがあるものと危惧されます。

それを防ぐために、特にパートタイム従業員などの最低賃金に近い時給で働いている者には、賃金改定時期を最低賃金引き上げ時期に合わせて、9月に変更するなどの方法も検討することが考えられます。

また、もともとの賃金額が改定後の最低賃金未満の者は、改定後の最低賃金額までの賃上げが行われる一方、もともとの賃金額が最低賃金以上となっている者に対しては賃上げが行われないことなども、従業員の不満を招くこととなります。

ですから、コストアップとなり大変なことと思いますが、従業員のモチベーションアップと定着促進のためには、やはり、一定の配慮をするようにしていただきたいと思います。

東京都最賃1013円 政府方針でさらに上昇

ポケット

昭和レトロな喫茶店

フォト散歩 第92回 大江戸

まちかど写真家 筑峯 総太

葛飾区の金町駅と高砂駅を結ぶ京成金町線。その昔は、帝釈天人車軌道として、参拝客を運ぶ人力による軌道だった。

1897（明治30）年、日本鉄道（常磐線）が開業し、柴又帝釈天への参拝客が増加した。その便を図るため、2年後には複線による人車軌道を敷設し、金町～柴又間で営業を開始した。定員6人乗りの客車は、人夫1人が1両を押すのが通常だった。64両が在籍し、ピストン輸送していた。

だが、人車は1913（大正2）年で終了し、軌道特許を京成電気軌道（京成電鉄）に譲渡した。

柴又が全国区になったのは、紛れもなく国民的映画『男はつらいよ』のヒットに他ならない。プランニングで、山田洋次監督は全国をロケハンしたが、納得のいくロケーションがなかなか定まらなかったようだ。最後に訪れたのが柴又で、監督のコンセプトに合致したという。今年は、第1話のクランクインから半世紀を迎え、寅さんが22年ぶりにリバイバルする。

柴又駅から金町方面に線路沿いを歩くと、「セピア」という昭和レトロ喫茶がある。少女漫画を愛読していたオーナーは、少女たちがおしゃべりしたりできる拠り所を創りたかったという。

昭和50年代のキャラクターや、各家庭に普通にあったグッズが店内に所狭しと並んでいる。来店する客は圧倒的に女性が多いが、当時を知る者は懐かしく、若年層は新鮮に感じているようだ。

時代は昭和、平成と駆け抜けて、令和の時代に入った。寅さんの無茶振りが通用した、どことなく余裕のある昭和の時代にタイムスリップし、想い出話に華を咲かせてみてはどうか。

パズルクイズ

by 草野 公平

数楽パズル

タテ9列、ヨコ9列のどの列にも、1～9の数字がひとつずつ入ります。同時に太い線で囲まれた9マスの、どのブロックにも、1～9の数字がひとつずつ入ります。最後に問1のAと問2のBをプラスしてください。その数字が答えです。

問1

5	4		1	6	7			3
		3				2		6
	7	8	3		9	1	5	
	9	5			6	4	3	
1		6		7		8	A	
7			2				1	5
4		7	9		1	3		
	6			3				
3			6		5			8

問2

9	7						6	3
1		3	9		6	2		4
	4	6	8	3	1	5	7	
8			1	6	2			5
4	B		3		5			7
5	3						2	8
	1				7		5	
		5		9		3		
	8		5				9	

［解答］A＋B＝

応募方法

官製はがきに、①答え②あなたの住所・郵便番号③会社名④氏名⑤年齢⑥本紙へのご意見・ご要望を明記し、お送りください。正解者の中から抽選で3名様に図書カード（1,000円分）をプレゼント。

☆ インターネットでのご応募も可能です。
https://www.totokyo.or.jp/

☆ インターネット応募の場合、解答フォームをご利用ください。東ト協HPトップ「会員の皆様へ」をクリックし、「東京都トラック時報→」から「**パズル＆クイズ解答フォーム**」へ。

●宛先

〒160-0004 新宿区四谷3-1-8
（一社）東京都トラック協会
広報部「トラック時報」係

●締め切り

10月末日（**正解は11月10日号に掲載**）

★9月10日号「クロスワードパズル」の正解は**「アンゼンウンテン」**でした。

三丁目

9月9日に、千葉県に上陸した台風15号は約64万戸の大規模停電の被害をもたらした。なかでも倒壊した電柱、鉄柱などの復旧は極めて条件が悪く、手付かずの状況が続いている◆この災害により、電気がどれほど生活や産業に必要で、なくてはならない「ライフライン」であるかを、改めて思い知らされた◆普段は生活や産業に「湯水のごとく」使われ、その大切さを忘れてしまっているが、電気が途絶えれば、生活などの「息の根」を止めるような事態にまで至るという、危機感を改めて感じさせた◆それに、送電のために設置されている鉄柱や電柱が、かくももろくなぎ倒された風の強さにも驚かされ、「電柱大国」のわが国のあり方に多くの反省を残した。街中の電柱はヨーロッパ諸国に比べ、恥ずかしいほど無電柱化が進んでおらず、資料によると、ロンドン・パリは100％なのに、東京23区は7・8％である◆その存在が、トラックによる集配業務の通行妨害の原因の一つにもなっており、それは日常的に目にすることだが、残念ながら、電柱の地下化ははるか先のことになりそうだ。